

クリーニング業におけるその他の用具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
4	13～ 14	作業場から通路に出ようとした際、ビニールカーテンの裾を踏んでしまい脚がからまり転倒し、左手と両膝を強打した。	54	300 ～ 499
5	8～9	クリーニング工場内で、洗濯物を掛けるゼットバーの下を潜ろうとして跨いだ時に、足が引っ掛かり転倒し、左足膝の皿を割った。	55	10 ～ 29
6	10～ 11	会社工場内において、洗濯後の包布を床に広げられた運搬用ネットの上に置くために移動中、置いた後に戻るため歩いたところ、そのネットの端の部分に足（運動靴）をとられて転倒し、両手、両足、頭部を負傷してしまったものである。	64	100 ～ 299
7	9～ 10	顧客先ホテルで、ランドリーバック（使用済のシーツ・タオル、約15kg）を台車に積む際、腰を捻った際に軽い痛みがあった。また、負傷当日に別の顧客先で、作業服置場のハンガーラックのハンガーに掛かっている白衣・ズボン（約40着）を横にずらして空スペースを作ろうと腰を捻ったところ、腰に強い痛みが生じた。	47	100 ～ 299
9	13～ 14	布団をかかえて上がり口へ移動しているとき、床に置いてあるケースにつまずきよろめいた、足を置いた所にビニールに包まれたシーツがあり、そのビニールで滑って、前にあったサンテナーに顔をぶつけた。	57	—
9	15～ 16	工場のNロールにて、ジャンボックスを1人でひっくり返す時に、右膝に接触し打撲する（通常2人で行う動作を1人でやってしまった）。	62	100 ～ 299
		工場内で一日中（実労働時間6時間45分）Yシャツのスリーブ作業を行ったところ		50

10	8～9	ろ、右手人差し指の付け根から親指の付け根、手首の筋にかけて痛みはじめた。さほど痛みが強くなかったものの、翌朝起きたら痛みが増し、腫れていたため病院へ行ったところ、炎症していると診断されたもの。	58	～ 99
11	16～ 17	本社工場において、ドライ洗濯機の溶剤を補充している際に、床に設置してあるドレン配管の保護モールに躓き、両手及び顔面から前のめりに転倒した。顔面に切傷等があったため、皮膚科へ当日通院し、整形外科へは様子を見てから、翌日通院することとした。両腕の骨には異常はなく、左手首を固定するギブスを装着された。	64	～ 299
11	16～ 17	店舗内において、移動中に店内のポールに頭部をぶつけそうになったため避けたところ身体のバランスを崩して転倒した際、床面に着いた左手手首部を負傷した。	71	1～ 9
11	15～ 16	ユニフォームのたたみ作業中に連続した隣の作業台に移動したところ、作業台に前後の段差があり出っ張っていた側の作業台の脚に左足膝をぶつけ脱臼した。	27	～ 299
12	11～12	大学付属病院本館9階の病院室内にて、2人1組にて行う退院ベッド清掃作業終了後、ベッドをフラットにする最中、背上げ部分を下げている最中に柵に左手を置いていた為、挟んでしまい手を引き抜こうとして柵と背板部分横マットレス止めの間で左手を挟み負傷したものである。	60	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html